

領主華族の資産運用

——佐賀の千町歩地主について——

松尾幹之

- 一、まえがき
- 二、問題の所在
- 三、千六百町歩の田地購入
- 四、その他の土地所有
- 五、鍋島家全体の資産運用
- 六、むすび

一、まえがき

本稿は、旧領主華族の中でも、勤皇の西南雄藩の後裔として、維新以降も華族界に重きをなした佐賀鍋島家の資産運用を研究の対象としたものである。研究の直接の動機は鍋島家が明治七年に千六百町歩の農地を購入したという新しい事実を発見したことにあったが、それがまた研究の手がかりともなった。旧領主華族は、わが国における数少ない金利生活者の典型的な事例を示すものであり乍ら、まだ資料の発掘、分析がほとんどなされていない。ここでの分析の時期は明治初期から大正中期に亘る期間であるが、この期間はとくに従

来とも経済史、就中土地所有問題について未開拓の問題が多く残っていた。その最大の原因の一つは、大正十三年、農林省農務局調査にかかる「五〇町歩以上の大地主」以前の地主調査の資料が欠除していたことにあったと言えよう。その意味で、戦後におけるこの時期の地主資料の発掘の経過を説明し乍ら、合わせて本研究に關係する資料発掘のいきさつを、まえがきとして述べてみることにする。

戦後の地主制研究の代表的著作を一冊あげるとすれば、それは古島敏雄編『日本地主制史研究』（昭和三三年刊）が適当であろう。若手研究家が筆を揃えたという事にも意義があったが、今一つ、この時期を境にして、一般の経済史研究家の関心が地主制研究から外れていったという点からも、それは一つの画期であった。そういう意味でこの本は一つの高峰としての記念の書と私には思えるのである。この本の中で古島敏雄氏は次のように述べている。

「明治期にあつても、地主的土地所有の規模に関する統計

的把握は四二年までではないといつてよい。……府県会・国会等の選挙資格と密切に関係をもつ地租納入額別人数の数字も、地主内部の構成を知るには不適當である」と。(三三〇頁)

このように、同氏は、地租額による推計に関心を示されながらも、資料内容を貧弱とする故か、さらに突っ込んだ研究を手控えている。しかし、同書には、他の箇所、このような資料が一部発掘利用されている。すなわち、同書の一八七頁で大石慎三郎氏が明治二三年長野県貴族院多額納税者議員互選名簿によって同地の大地主を確認して分析を行っているのがそれである。

つぎに、安良城盛昭氏は、昭和三五年刊の岩波講座『日本歴史第十六卷』で明治二二年の国税納入額の府県別最高額を利用し、府県毎の最高土地所有規模の推計を行っている。(八七頁)。これによって府県の順位をみると、新潟が千五百町歩で一位。佐賀・高知が夫々二位として千町歩と推定している。しかし同氏はこれを単に表示したに止まり、この事実については本文には一言の言及もみられない。

その後、渋谷隆一・石川昭次郎氏は、伊藤正義編『大日本多額納税者名鏡』(明治二三年刊。新潟大学小村式氏所蔵)と鈴木喜八・関伊太郎編『日本全国商工人名録第二版』(明治三一年刊)とを発見し、具体的に地価額と地租額とを明記した全国の地主人名簿を手にすることができた。その結果明

治二三年に佐賀県に推定一二五〇町歩をもつ田中清輔と、高知県に一三〇〇町歩をもつ浅井藤十郎との名前が浮彫りされた。共同で研究を行っていた筆者は、とくに大地主の調査を志向していたので、直ちに両地の千町歩地主の確認に努めた。そして、昭和四〇年に、渋谷隆一「明治大正期における大地主の動向」(『総研月報』二〇〇号)松尾幹之「高知・佐賀の千町歩地主について」(『総研月報』二〇一号)と引き続き概括的な報告を行い、さらにその千百名の地主名簿は、その地価額と合わせてその後渋谷・石川稿「明治中期の地主名簿」(土地制度史学第三〇号)という形で発表された。

筆者の報告は次のようなものであった。高知県の浅井家の後裔は、大正十三年の地主名簿には浅井玉恵の名で二六九町歩所有となっている。浅井家は幕末、川崎と並び称せられた土佐の素封家で御用商人であった。浅井玉恵は東京に現存しているが、その資料は空襲で焼失し、また現地にも殆んど残っていない。断片的な幕末の土地台帳や、明治期の訴訟記録などにより、幕末から明治初頭にかけて土地を集積したことは推測されたが、全体の所有面積を確認する数字は遂に発見できなかった。ただ、それが商人地主であったこと、および、高知県の特徴として永小作地が多いので普通作(一期作と呼ばれている)に比べて、その所有面積分ほどの実勢はないものであることを確認しえたに止まった。しかし、調査の過程

で高知県、市立の両図書館から、山内家の大正初期の資産と、土地所有とを示す資料を平尾道雄氏の紹介で発掘することができた。

佐賀県の田中清輔については、この人物が鍋島本家の家扶であつて、地主名としては単なる名儀人に過ぎず、実質は鍋島家の土地所有であることが間もなく判明した。また、たまたま、鍋島家の資料が佐賀県立図書館に折良く寄贈されたことが解つたので、同図書館の福岡博氏に、昭和四〇、四一の両年度に亘つて、筆者のかつて勤務していた農業総合研究所から資料の発掘方を正式に依頼した。従つて、以下述べてゆく鍋島家についての資料の発掘と整理とは福岡氏と筆者と共同で行つたものである。その資料は福岡氏と筆者との共著という形で、近く、農林省農業総合研究所より刊行の予定である。しかし、いずれにしろまだ概括的な意見以上の論の展開をなしうる段階ではない。本稿では、紙数の制限もあり、高知県の山内家浅井家の分析を割愛し、鍋島家について、その資料の俯瞰的な展示と、その理解の仕方を概括的に述べたものに過ぎないことを冒頭にお断りしておく。

二 問題の所在

維新前後の土地所有問題を回つて興味をひかれる問題の一つに、領有権の廃絶の程度如何という問題がある。もともと、

土地領有の形態は、封建制度の展開の程度によって理論的に設定されうるようなものではなくて、その地域々々の歴史や風土の特異性によつて色々の類型が生まれてくる。わが国のように地頭荘園制から大名領国制へと二段階の封建領有制を、明確なかたちで経過した所は極めて少ないと言えよう（地頭荘園制を封建制度と見做さない意見もあるが、ここではその争論には触れないこととする）。とくに市民革命を最も早く経過したイギリスの場合、封建制としてはフランスに遅れてノルマンジーの征服後確立された関係から、その充分な展開をみていない。例えば、貢租の形をみても、物納地代の段階を多く経過せずして、労働地代から直接金納地代へと移行した所が多い。また直領地の貸出しを母体にいわゆるフアーマーが生まれ、エンクロージャーの進展から農民層の分解が促進されて、地主―農業資本家―農業労働者という三分割が、ここだけには明瞭な形で成立したことは、人の周ねく知る所である。そういう意味からは、わが国と比較するにはむしろフランスの方が適當であるかもしれない。

しかし、フランスとわが国とを比較する場合にも問題がある。従来強調されたことは、フランス革命が封建貢租の無償廃止という徹底的な土地改革を行ったのに対し、明治維新は秩禄公債による有償の領主士族階級の解体を行ったにすぎず封建制度の払拭が不徹底であつたということであつた。ここ

には先進国ヨーロッパに対して、日本の後進性を強調する
という思考様式がある。

しかし、最近になって、このような考え方に対し、少しづつ修正が加えられてきているようである。たとえば、今回のポンド切り下げを回って、今更のようにイギリスの身分制の強さが強調されはじめている。一方、経済史学会においても、直接フランスへの農村調査団が派遣されたりしており、フランス革命前後の土地所有問題についても一層克明な資料で照らし出そうとしている。フランス革命ではたしかに領主の領有権は無償で廃絶されたが、その直領地の所有は認められた。強いてこれとの対比をわが国に求むれば、それは領主の私経済によって開発されたという名目で、維新後も所有を認められた領主の新田開拓地の如きものであろうか。しかし、その性格の違いもあって、後述するように、わが国のそれは極めて狭い範囲にしか認められなかったのに対し、フランスのそれは広大であった。また、五万人と称せられた貴族の所有地はそのまま所有が認められた。土地没収された亡命貴族も後に補償されたという。強いて貴族のそれをわが国に求むれば、知行武士、あるいは地方侍、郷土といったものであるか。いずれにしろ現在においても旧城に居所を定めて旧領地内に広大な所有地をもつ旧貴族地主が少なからず見られるのである。

ところでこの点をわが国について考えてみれば、旧領主の旧領地外における土地所有こそ、北海道、東北、北関東などの開拓地にみられるように多少散見されるが、旧領地内にはその所有面積は後述するようにきわめて少なかった。また、一般武士階級の帰田法や家産法という名で計画された土着は維新後に一部みられたが、その数はフランスのそれには遠く及ばなかったようである。ただ、フランスの場合は、俗人領主に対して僧院領主の割合が高く、この点開放の対象が多くあったわけだが、わが国の場合は、殆んど俗人領主で、社寺の土地開放は一部行われたが、その比重からして、もともと、フランスに比し問題にならなかった。

しかし、これらの問題は、最近になってようやく研究がすすんできたにすぎず、ここで論じ尽せるものではない。ここで問題にしたいのは、明治維新における旧領主の旧領地内における土地所有の実態と、その性格の把握である。前述したように、大土地所有者の全国的な分布は、大正十三年の農林省農務局調査にかかる「五〇町歩以上の大地主」がはじめて明らかにしている。そこから、領主が自己の旧領地内に所有した田畑面積をぬき出してみたのが第一表である。熊本県の細川一門にみられるように、かなりの土地所有がみうけられるが、これは、領主の私経済によって干拓埋立を行って新田を造成したということで、維新後も所有権と認められたもの

第1表 大正13年における旧領主の旧領地内田畑所有
(50町歩以上)

	旧石高	田畑所有積面	県内所有位順	備考
重家立興庸繩厚治幹景彰和寿雄昭直春良章胤基淳	77万石	86.9町	14位	(1位はの24町村 所有の809.7町 埋立新田永小作 地多し) (浅井玉恵268.7) (一部栃木県)
忠久護立直直 寛長	54	52.5	50	
津津川川島島 浦花原長	36	657.0	2	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	6	122.1	22	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	12	145.0	3	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	15	102.9	8	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	24	202.3	1	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	10	139.7	6	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	12	52.6	56	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	27	338.0	1	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	10	108.0	10	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	10	255.4	2	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	17	455.3	1	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	8	277.4	2	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	6	150.4	3	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	63	163.5	1	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	20	59.6	31	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	6	154.3	23	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	20	213.6	11	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	20	82.5	31	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	20	96.4	61	
島島細細鍋鍋松立小山伊松松毛阿松酒上相伊南	20	157.9	6	

領主華族の資産運用(松尾)

である。続いて大きいのは香川県の松平氏であるが、これは維新後の土地購入によるものである。何れにしても、旧領地内の土地所有は、この両者の何れかの理由によるものである。ところで、このような中において、鍋島直庸は大正十三年頃でこそ一四五町歩の所有に過ぎないが、鍋島直繩は小城支藩の後裔であって本藩には関係がない。その祖父鍋島直大は、前述したように明治七年に千六百町歩を購入したという事実があったのである。従って、このことは、新しい旧領主土地所有の事実として、その内容が検討されなければならないわけである。

一方、次のような研究が報告されている。地租改正後、減租率の高かった旧藩領をみると、それは全国で最も強く藩権力を保持していた主に草高一〇万石以上の大藩の旧領とほぼ一致しており、その代表的なものは薩長土肥の西南雄藩地域で、他の諸藩もほとんどが勤王藩であるということである。つまりこのような藩にあっては作徳米の余裕を多く生ぜしめないほど藩権力の強圧による貢租が高かったということである。従って、ここでは小作地の展開も少なく、地価も極めて低かったわけである。さらに言えば、地租改正直前に、かかる地域で土地を購入しておけば、その後の小作料の増額↓地価の上昇↑ということに利益の極めて大きいであろうことが予想される。そして、領主が旧領地内に土地所有を設

定しようとするとき、その権力の強大さと、勤皇諸藩という明治政府内での発言力の大きさが、そのことを実現する可能性を大きくする。事実減租比率をみてみると、第一位が佐賀藩の三五%であり、第二位が土佐藩の二九%である。その上、地租改正の最高責任者が、旧佐賀藩士大隈重信ということであれば、その土地所有の性格の解明は、是非とも必要な作業ということになるわけである。

三 千六百町歩の田地購入

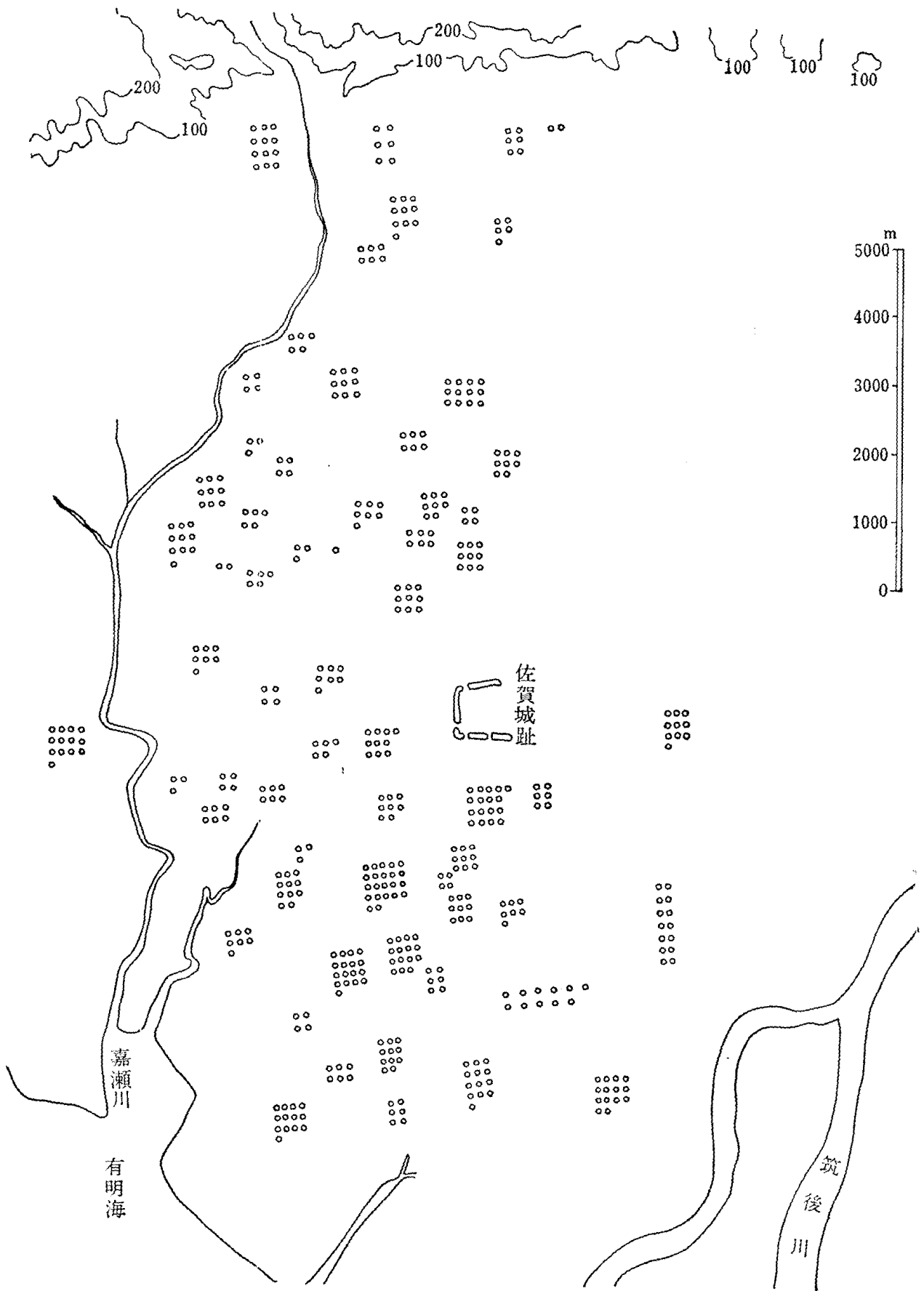
鍋島家の土地所有については、幸い「明治七年御買入田地帳」が残っていた。これによって、一点三町歩として、その分布を图示してみたのが第一図である。その範囲は、ほぼ東西に七^き、南北に一七^きとなっており、東西については、鍋島本家の旧藩領よりかなり狭い範囲であるが、南北については、佐賀平野の、南海岸線より北丘陵裾まで、ほぼ全水田地帯を網羅している。

佐賀藩では、均田制度と称して、幕末に、三〇町歩以上土地所有者を六町歩に、それ以下を四分の一の面積に限定してしまった農地改革を行ったことで有名である。(このようなやり方では三〇町歩以下の地主が三〇町歩所有の地主より所有面積の大きくなる場合がありうる。しかし藩政時代の年貢台帳を読むと、内訳の合計と総計の数字が違つたままに放置さ

れており、そこにまた農民や下級知行武士の生きる余地があつたとも考えられる。このように、いわゆる大福帳的な間違ひも当然あり得たと推量される。なお均田制度の対象は二千町歩に及び佐賀藩全体の三%、本藩のみでは総反別二万町歩であるので、一〇%を占めたことになる)この時に没収となつた農地を回つて旧地主と小作人との間に、維新後土地所有の係争が続き、永小作地的な性格も加わつて、紛糾した。第二図では買上田地の存在した村名を示し、その中で以上のような関係にあつた村の名前を、とくに図の中で丸で囲んでみた。もちろん、鍋島家の取得した農地がその対象であつたということではなくて、同じ村の中にそのような農地があつたということであり、該当した農地もあろうし、該当していない農地もあるということである。しかし、これをみても解るように、必ずしも、これに関連した農地をとくに集積したという事実は見受けられない。

また、同田地帳には、小字毎に面積のほかその購入代金と加地子高が記載されている。総計をみてみると、田畠千六百四十一町四反八畝四分、代金九万三千五百十二円三十六銭九厘となつており、ほぼ反当り五円七〇銭という安い価格となつている。もちろん、これに相応して加地子高も低いわけである。第二図に示したように、佐賀市に近い中央部分は、面積でほぼ三分の一で物納となつているが、反当り約一斗三升強であ

第1図 明治七年鍋島家買入田地の分布(一点三町歩)



領主華族の資産運用(松尾)

り、他の三分の二は、遠隔部で代金納となっており、反当りほぼ四二銭五厘となっている。これは明らかに旧藩時代の貢租の収奪が強く、作徳米の収奪の少なかった時代の慣行が移行した姿で、極端に低額小作料である。この問題については次に述べるが、他方何故、物納と代金納との地帯の違いがあるのか、ひとつの問題であろう。これは十分に明らかにしないが、その後も、地主であり且つ米問屋でもあった一商社の場合もその収米にあたって、佐賀市周辺で物納を、遠隔部で代金納制といていた事実からみて、これには、市場距離を基礎とする一種の技術的な慣行があったとも考えられる。

さて、小作料反当一斗三升という問題にかえらう。佐賀県の小作料は、藩政時代には標準反当収量一石七斗の場合、領主一石、地主二斗、小作人五斗という具合で、重租のため地主取分は極めて低い³⁾。もちろん大正末期になると反当収量の増加もあづかつてその小作料は一石三斗に増加している。しかし、藩政時代でも二斗あるのに、何故鍋島家買上の田地の小作料が一斗三升であるかという問題が残る。一つ均田制度の施行地帯で、加地子紛争地帯にあっては、明治五年正月の第一次処分⁴⁾で、土地を地主に返す替りに、小作料としては従来の二分の一にするという案が出されている。しかし、この案は明治六年八月の第二次処分⁴⁾で御破産となっており、われわれがここで考察している明治七年とは関係がない。一方、

次のような事実のあることに注意したい。

明治十五・六年頃、農家の経済悲境の折り、某藩主は当時の地価の半額にて買上げ、地価二十円に対し、三斗三升三合三勺入一俵の小作料にて、其の儘永久に小作を為させると発表したるに依り、其の部落民は殆んど耕地を売却せり⁵⁾。

事実、明治五、六年は、早害のため農家は悲惨のどん底にあり、他方、明治七年は佐賀の乱にみられるように、物情騒然としており、こういふなかで農民が、鍋島家に対し、土地買上げの嘆願書を出すというようなこともあった。従って、後年の明治十五、六年にもみられたのと同じく小作料半額として買上げたということも考えられるのである。しかし、このように救済的な意味があったにしてもそれだけでこの明治七年の千六百町歩の買上げが行われたとは考えられない。その作業終了後、とくに担当者に対し、御苦勞という意味の賞言と、賞金とが出されており、このことからみても、鍋島家としては、この買上げに対して積極的な姿勢で望んだことがうかがえるのである。

次に以上のような明治七年における購入田地が、その後どのような変遷を辿ったかという問題であるが、これについて、結論から先に言えば、明確に土地面積として示す資料を欠いていると言わざるを得ない。しかし、加地子金(小作料)や、土地代金の推移としては把握できるし、一部については

面積としてもとらえることができる。

維新後、鍋島家は本邸を東京麹町区永田町にもった。そして旧領地佐賀には、佐賀御館を別邸としてもった。従って、会計も東京本邸は秩禄処分金禄公債六十万円余を資本金に、佐賀御館は、御家禄米代金七万六千円余を資本金に据えて別会計をとった。両会計とも、それぞれ、明治十四年頃から、大正六年頃まで、途切れることなく、毎年(東京本邸分については半年季毎も合わせて)詳細な経理報告がなされている。その資料を今回発掘したわけである。また、当初は、両会計の間に強い関連があり、明治十七年までは、明治一五年の事例として第二表にみるように毎年佐賀御館分の利益金約一万円を東京本邸に上納し、東京本邸では、これを第三表にみるように佐賀益金として収納していたが、その後両会計の関係は断絶して上納金はなくなり、替って、寄付や育英資金等の出費にふり替えられている。佐賀御館分の会計は大正十五年まで続くが、それ以後は、その土地及び建物を寄付して、財団法人鍋島報効会を設立し、社会奉仕、奨学、史跡の保存などの仕事を受けもって今日に到っている。すなわち、東京本邸分は、一貫して鍋島家個人の私的財産として運用消費されたのに対し佐賀御館分は、旧家臣・領民に対する慈善的な性格のものに変わっていったのである。従って地主名簿に、明治二三年には、所有地価金額四五万五千五百円として田中清輔

第2表 鍋島家佐賀御館分決算書(明治15年)

	収 入	財 産		支 出
	円	円		円
加 地 子 益	10,439.484	30,995.882	祭 典 費	816.724
唐 津 紙 方	697.604	32,857.635	諸 寄 付	6,000.000
諸 富 仕 法 方	1,563.125	16,000.000	役 員 月 給 旅 費	3,542.937
精 煉 所	128.955	10,871.920	御 合 力 慰 勞 金	1,358.900
貸 付 益	8,306.067	68,525.457	年 金 扶 持 金	380.907
銀 行 株 券	3,696.875	21,942.400	営 繕 開 拓 費	393.711
公 益 金(厚生会社)	243.325	3,911.260	地 租 雜 稅	186.703
雜 益 金(厚生会社)	634.395	20,000.000	古 文 書 調 方	160.000
滯 貨		6,304.143	諸 雜 費	188.173
			古 器 物 買 入	100.000
			臨 時 費	475.565
			東 京 上 納 金	10,070.368
			地 所 買 入	750.000
			証 印 稅	720.204
計	24,129.830	[211,408.697]	計	26,323.192
差 引	-2,193.362			

運 転 資 本 之 部				
	収 入	財 産 (買入代金)		支 出
	円	円		円
諸株券利子	29,993.356		御 遣 料	9,151.665
第一銀行	9,918.000	59,170.000	伊 太 利 費	37,215.074
第二銀行	3,006.000	17,975.000	預り金利子渡し	3,294.409
* 第二十銀行	14,560.000	112,471.600	銀 貨 買 入 金	211.492
株万里銀行	700.000		御 客 来 費	2,821.719
伊式取引所	1,200.000	8,800.000	諸 贈 答	1,385.131
公債証書利子	14,815.147	90,940.655	賜 金	1,015.250
諸地方地代家賃蔵敷	5,402.110		月 俸	13,360.750
神奈川貸付利子	1,641.654		御 弔 祭	421.310
第三十銀行預ヶ金利子	1,198.607		生 徒 学 費	936.000
貸付金利子	1,983.757		御 塚 費	904.354
銀貨売買益	736.800		御 修 理	3,470.270
神奈川地代蔵敷	3,806.398		地 租 并 区 入 費	1,335.552
西 久 保 益	900.000		御 遣 料 補 金	937.520
公債的籤益	24.161		ゼノウ殿下へ御仕送	525.879
永 沢 社 益	72.658		馬 飼 料 并 馬 買 入	2,119.509
銀行株券売払益	656.500		什 器	580.203
公債証書売買益	1,744.203		諸 方 往 来 費	331.903
雜 益	1,198.340		滞 京 費	400.000
佐 賀 益	10,065.368		雜 費	659.500
			寄 付 金	100.000
			会 館 学 資 金	452.696
			外 国 留 学 費	2,926.717
			御 扶 持 年 金	587.315
			臨 時 費	1,536.566
			相 談 人 慰 勞 金	720.000
			会 館 資 本 金	1,333.446
計	74,239.059	[289,357.255]	計	88,734.230
差 引	-14,495.171			
旧益金	7,426.465			

* 諸株券のこの内訳は予算表記載のものであるのでその合計は本表の決算数字と合わない。

領主華族の資産運用(松尾)

第4表 加地子益金（税引）の推移

	*運転資本之部		*運転資本之部	根基資本之部
	円		円	円
明治15年	10,439.484	明治31年	10,307.386	1,781.399
17	8,055.993	32	6,527.889	1,925.229
18	8,678.867	33	7,035.301	2,241.030
19	8,239.263	34	1,234.257	1,881.478
20	9,852.361	35	3,885.641	3,731.540
21	9,466.890	36	4,133.496	4,406.818
22	9,777.426	37	3,251.493	4,326.985
23	9,126.893	38	3,910.317	4,326.985
24	9,645.322	39	3,901.227	4,419.926
25	9,345.313	40	1,845.755	6,682.072
26	9,747.391	41	913.755	7,162.357
27	9,322.930	42	299.564	5,809.431
28	9,981.550	43	259.814	6,522.664
29	10,232.079	44	272.264	6,522.664
30	10,283.276	45	136.499	7,472.669
		大正2年	158.183	11,550.194
		3	127.806	9,662.764
		4	100.256	6,544.762
		5	78.056	4,731.923

領主華族の資産運用（松尾）

* これは各年次決算表に記載され運転資本之部と「想定」されるものである。また、本稿では、これを明治7年購入の田地残部を含む田地から生まれる加地子益金と考えている。

この積み立て金その他なんらかの余裕金が別途に準備されていたことも考えられるのである。

そこで、問題の佐賀における田畑所有であるが、その後の内容の経過は佐賀御館分に記載されている加地子益金が、これを物語るものと推定される。そこには毎年一万円前後の益金が計上されているのである。そして前述したように、このほかに明治三一年からは根基資本として新たに別枠の土地の集積の記録がみられる。両者の加地子益金を、それぞれ年毎に示したのが第四表である。これを見ると解るように、決算表記載（運転資本之部と解される）の加地子益金は明治三一年まで一万円前後を持続し、それ以後は減少に向っている。そして、これと入替るような形で根基資本之部としての加地子益金が増加してゆくのである。一方加地子益の根源としての土地の地価代金であるが、これも明治二六年以降その

第5表 地所買戻金の推移

領主華族の資産運用（松尾）

	買戻代金	買入代金	差引残金
明治26年	円	円	円 1,219.035
27			4,637.255
28			3,688.305
29	4,508.340	673.000	7,523.645
30	20,797.714	9,280.784	19,040.575
31	9,204.537	2,969.160	25,275.949
32	10,328.997	10,623.689	24,981.257
33	844.803	908.460	24,917.600
34	33,907.197	34,438.494	24,386.333
35	23,485.673	25,188.867	22,683.109
36	90.000	1,610.090	20,196.488
37	1,530.000	1,572.570	20,153.918
38	927.600	737.253	20,344.265
39	16,718.526	1,332.536	35,730.255
40	10,383.202*	1,332.536*	35,730.255
41	10,383.202		46,113.357
42	549.010		46,662.467
43	313.068		46,975.535
44	2,635.450		49,610.985
45	1,077.330		50,688.315
大正 2年	1,069.700		51,758.015
3	5,675.440		57,433.455
4	22,647.600 (支払高11,062.100)		69,018.955
5	1,775.730		70,794.685
6	252.000 (支払高657.765)		69,371.765

(注) 明治26～29年は金受払符簿それ以降は考課状による。

* については記載があるが内容整わず。

買入、買戻金額が記載されている。これを示したのが、第五表である。買戻というのは、鍋島家から言へば、売払ったことであって、これは、買戻条件付の購入が行われていたことを示すものである。買戻条件付購入というのは土地を購入する時に買い戻せる時期が来たら買い戻すという条件つきで購入する場合を意味する。東日本では「年季売」、西日本では「本物返」などといった言葉がこれに相当するものである。いずれにしても、明治七年の土地購入に際し、このような条件をつけた

買入れが多かつたらしく、その後、適当な増金をつけて買戻された記録や、その交渉の記録が少なからず残っているのである。その意味では、先の第二表に記載されているところの加地子益一〇、四三九円に対する田地買入元金三〇、九九五円という数字は、明治七年購入の千六百町歩、九万三千円のなかで買戻されて残った残金であるかもしれないということも考えられる。これが事実とすれば、その面積はほぼ三分の一に減じていたことになるが、これはあくまで想定であるにすぎない。しかし、この期間には買戻しのほか、明治十一年の佐賀百六国立銀行創立のための田地売払が行われている。いずれにしろこのほか第五表のように明治二〇年代半ば以降買戻されていったのである。しかし、くりかえすように、その経営面積を確実に知ることはできない。ただ第四表によって、それが、大正五年頃には全く無くなってしまったことだけは確実に知りうるのである。

以上のように明治七年御買上田地千六百町歩について考察してきたのであるが、ここで最終的に、その土地所有の性格を考えてみたい。前述したように、地租改正直前の地価の安い時期に、恩恵的な形で土地の買上げが行われたのであるが、一方そこには、地租改正後の急激な地価の値上りを見越しての旧領地内への土地所有の設定の意図のあったことは隠しきれない。しかも他方、その買上げの中で「買戻し」条件付購

入の農地が少なくなかったということは、この買上げの性格が、貧窮せる農民に対する慈善的な意味での金貸し的なものであったということも考えられる。恐らく実情はその中間にあつたろうと思われるが、その後の状態の変化に依じて、これらの農地は結局買戻されていったものと思われる。旧領主が、自己の領地内に土地所有を設定する場合、半ば恩恵的に、半ば打算的に土地集積が行われたという以上のような事例は、必ずしも、ここだけにみられたものではなく、他の事例にあつてもこれと共通した性格がみられるのではないかということもまた考えられるのである。

四 その他の土地所有

以上のほかに鍋島家の佐賀御館分会計としては、明治三一年から根基資本として記載しはじめられた農地所有、金貸し業務から抵当流れとして集積された農地所有、および廃棄された事業所の宅地や、これに付随する農地がある。根基資本については、郡毎に村毎に、その面積と買入、買戻代金が計算されうる。第六表はその推移を示すものである。明治末の一七七町歩がその最大所有年次の規模を示している。大正五年に買戻された三四町歩は、最初に買入れられた南有明村の搦であつた。

次に、金貸し業務から抵当流れという形で土地集積が行わ

第6表 買入買戻田地面積の推移（根基資本之部）

領主華族の資産運用（松尾）

	買入田地		買戻田地		差引所 田地面積
	面積	代金	面積	代金	
明治32年	町畝歩 105.38.13	円 47,790.964	町畝歩	円	町畝歩 105.38.13
33	25.45.28	33,174.678			130.42.28
34	14.95.18	5,756.944	4.76.01	8,034.236	140.62.15
35	—	—	—	—	140.62.15
36	8.62.25	10,760.429	83.25	1,382.000	148.41.15
37	1.14.09	1,432.090	—	—	149.55.24
38	—	—	—	—	149.55.24
39	11.92.24	15,813.389	53.11	727.600	160.95.07
40	6.26.00	9,244.992	1.85.11	2,711.020	165.35.26
41	7.54.09	7,269.649	2.04	12.000	172.88.01
42	—	—	14	13.068	172.87.17
43	—	—	1.09.10	2,037.250	171.78.07
44	98.13	1,345.328	—	—	172.76.20
45	4.38.24	6,661.486	21.11	277.330	176.94.03
大正2年	—	—	2.17.15	4,948.930	174.76.18
3	—	—	54.01	908.460	174.22.17
4	—	—	33.80.28	22,468.870	140.31.19
5	4.27	147.560	27.04	419.449	139.94.15

れている。この貸付方は、天明二年（一七八二年）に設置された六府方にはじまるが、^② 廢藩後は、明治七年頃から御館出納掛で金の貸付、為替（換）業務を行うところの銀行類似業を開始し、資金は預り金、佐賀百六国立銀行からの委託金を以てあつた。このことは、先の第二表の明治十五年御館分会計をみれば、理解できる。預り金には年八分の利息をつけ、貸付の場合は、不動産、動産を担保に月一分から一分二厘の利息をとつた。この間にあつて、抵当流れによる土地集積がある。明治二〇年調整の「田地買上元帳」甲乙二冊によつて、抵当買による田地集積について、未済のものを強いて、買入分として、その推移をみてみたのが第七表である。貸付業務は貸付利益金からみて大正二年まで行なわれたと考えられるが、明治二六年以後の田地担保による貸付資料が不明のため、それ以降の貸付分は明らかでない。従つて、第七表は明治二六年までに貸付けられたもののみについての集計である。なお、抵当物件としての田地は、地価額の半値を目安として貸付けられている。

この第七表によれば、明治二五年頃には、三百町歩をこえる未済の田地があり、それ以降の貸付

第7表 抵当買による田地面積の推移

明治年	抵当田地積面	買戻田地積面	抵当買(未済)による面積	備考
14	町1 反2	—	町1 反2	
15	1 2	—	2 4	
16	1 2	—	3 6	
17	42 4	—	46 0	
18	42 0	—	88 0	
19	20 3	—	108 3	
20	90 —	—	198 3	
21	18 7	町2 反0	215 0	
22	1 8	2 0	214 8	
23	—	—	214 8	
24	3 8	4	218 2	
25	101 8	—	320 0	明治27年
26	1 2	1 0	320 2	以後の田地担保による貸付け資料が不明なため未記入
27	—	2	320 0	
28	—	18 —	302 0	
29	—	19 9	283 1	
30	—	1 5	281 6	
31	—	24 —	257 6	
32	—	4	257 2	
33	—	38 0	219 2	
34	—	—	219 2	
35	—	3	218 9	
36	—	3 7	215 2	
37	—	—	215 2	
38	—	—	215 2	
39	—	—	215 2	
40	—	—	215 2	
41	—	—	215 2	
42	—	6 0	209 2	
43	—	—	209 2	
44	—	11 0	198 2	
計	326町 6反	128町 4反	198町 2反	

け分を全く考慮に入れなくても、それだけの分だけで、明治四四年には一九八町歩の抵当買による田地が集積されていたことになる。従って、以上のことを、ここで集約しておく

第四表の運転資本之部の加地子益金七〇三五円を生み出す田地所有の合計ということになるのである。

と、明治四四年を例にとれば、先の第一表に示した根基資本之部としての一七二町歩と合わせて合計三七〇町歩の田地所

も加算されなければいけない。先の第二表に示したように、御館会計には唐津紙方(明治三一年まで佐賀御館経営、和紙製造)精煉所(明治二四年まで佐賀御館経営で硝子製造)厚

有面積が確認され、このほか第四表の運転資本之部として記載されている加地子金二七二円を生み出す田地所有が加算されることになる。念のため明治三三年を例示すれば、第七表の低当買二一九町歩と第六表の根基資本一三〇町歩、および

生会社(士族授産による紡績業)、旧藩米倉庫(今宿蔵、十間端蔵、会所蔵、諸富蔵)このほか別邸、元船屋などある。これらには田地の付随することが多く、どのような便法のもと

に、これらが私有化されたものか明らかでないが、これらが、御館の地所として所有されていたことは明らかである。しかし、これらについては、むしろ鍋島家の資産運用としての問題となってくるので、土地所有問題としては、このへんで考察を止め、つぎに資産運用について考察してみたい。

五 鍋島家全体の資産運用

鍋島家佐賀御館分の資産運用については、前節の第二表のところで一応の説明を行った。すなわちそれは当初の鍋島家私産として運用するという性格から、旧家臣、領民に対する慈善的な性格に変わっていった。また、その事業内容については、前節内部ですでに貸付金運用について詳述したし、他の事業内容については、前節末尾に簡単にふれておいた。ここで多少つけ加えると、たとえばその一つとして佐賀市赤松町の厚生会社のことであるが、これは前記旧藩知事遺金から三万円の援助をうけたいわば特殊会社であり、第二表には、御館分会計に二万円として計上されているものである。明治二五年田中清輔に替って家扶となった中野致明が当初から支配人をしており、土族の子女七〇名を雇用し、年間四千反を織り上げた。最初は、土族二〇〇戸あまりに養蚕を営ませ、官有地としてのお濠を埋め立てて桑畑にするよう払い下げを願ひ出て許可されたりしたが、間もなく製糸の方はうまくゆか

ず、織物専門に転換している。なお、この払い下げの官有地十町、堀水面十九町六反二畝は、明治二九年、鍋島直大名儀となり、同家の私有分としての東京本邸分の中にとりこまれている。

さて、明治十五年の決算書において、以上のように計上されている諸事業は、明治末においては、ほとんど実質的な意味を失っている。第八表に示した明治四四年御館分決算書の運転資本之部最下段に示したように、名目的に計上されているに過ぎず、実際の事業はほとんど行われておらず、それは、財産として、買却処分をまわっているといったほどの意味しかもはやもっていない。従ってその収益は零となっている。第二表の明治十五年次の収益と比較してみると、貸付金益が八、三〇六円から七四四円に激減しており、また加地子益金も一〇、四三九円から六、七九四円（運転資本之部二七二円と根基資本之部六、五二二円）と減じている。そのかわりに、株の配当は三、六九六円から一六、〇八〇円に増加している。しかし、支出の方をみると、明治十五年には、東京上金一〇、七〇〇円（同一一八年から上納金は廃止となり、寄付などが増える）と寄付六、〇〇〇円となっているが、明治四四年には、根基資本としては土地購入に、運転資本は御吊祭費二、七九七円、寄付五〇〇円程度で蓄積にまわされている。つまり有価証券（それは殆んど地場資本のそれであるが）の購入に重点が置

かれることになっている。従って、財産としては必ずしも実勢を示す数字ではないが、ともかく数量的には明治一五年二一・一万円から同四年三五・七万円（根基一三・六万円、運転一五・一万円と六・九万円）に増加している。

この佐賀御館分会計については、くりかえすように、旧家臣、領民の救済的な性格が強く、従って、例年、利益金は寄付などに廻されて蓄積されない。その結果、このように財産の増加は極めて少ないものになっている。

これに対し、東京本邸分は、鍋島家の家計をまかなうべき私有財産であって、その増加は著るしい。いま、第九表に明治四年の数字をみてみよう。市街地の評価、加算が行われておらず、不十分な計算であるが明治十五年の資産九四万円（根基六五万円、運転二九万円）から同四年の三四六万円（根基二二六万円、運転一二〇万円）に増加している。支出の御遺料の項をみればわかるように、明治一五年頃は、鍋島家の家族の家計費は約一万円前後であったが、この半額以上の追加出費のあるのが普通であった。また伊太利費三万七千円にみるように、当時鍋島氏はイタリー公使であったので、それに対する送金も特別の出費として、かなりの額に達している。このような特別出費こそもちろん明治四年にはなくなっているが、御遺料は一万五千円をこえ、これと同額の不足分のほか、種々の名目の出費がみられる。このような出費

に拘らず、これだけの速度で資産が増加したのであるから、この時代の利殖の利幅の大きかったことがうかがえるのである。

投資の対象は公社債と市街地とが中心である。それが初期の農地対象から次第に比重が移っていったものであることは言うまでもない。（しかし一方、市街地・公社債への投資は農地と並んで当初から行われている点は見落されてはならない。また、その社債が、佐賀御館分の地場資本のそれと違って、中央資本のそれであることが注目される）これらの資料は歴年そろっているので、土地の利廻りと、社債の利廻りと比較検討は、面白い研究テーマとなる。また個別資本の動きも興味深い。しかし、本稿では、あくまで資料を例示するに止め、今後の資料整理の時期までその内容の検討を譲りたい。

ただここで、鍋島家の株式投資の内容をみてみよう。第九表にみるように、金禄公債六〇万円はもちろんすべて日本銀行株にふりかえられ、十五銀行株と共に、とくに根基資本に据えられている。この点は、天皇家の株式所有に酷似しており、加賀前田家と並んで、天皇家の代表的な藩屏と目された鍋島家の面目がここにあらわれている。しかし、単なる金利生活者として、手堅い資産運用をはかるとすれば自らにして、このような堅実な企業への投資に落着くので、これらの家々

第9表 鍋島家東京本邸分決算書 (明治44年)

根 基 資 本 之 部			運 転 資 本 之 部		
收入	支出	資 本	收入	資 本	支 出
国庫債券 16,095.000	16,095.000	3,470.000	1,500.000	22,010.000	79.500
公債証券 729.610	729.610	163,169.180	18,345.000	128,450.000	15,590.000
勤業銀行債券 52,500.000	52,500.000	11,650.000	4,008.000	26,291.600	6,806.080
日 本 銀 行 1,440.000	1,440.000	617,500.000	20,079.500	206,634.500	8,439.010
日 本 銀 行 5,000.000	5,000.000	16,000.000	215.800	2,075.000	1,000.000
日 本 郵 船 1,440.000	1,440.000	60,000.000	4,356.000	53,080.000	1,738.310
永田町地所代 府内 14,763.506	7,902.745	40,000.000	13,980.160	257,568.000	163.610
平河町 町 1,783.820	1,783.820	94,000.000	375.000	35,000.000	953.385
番 町 町 6,353.410	6,353.410	32,000.000	501.150	9,075.000	96.000
木 挽 町 町 80,000.000	80,000.000	96,046.836	1.200	20,000.000	2,130.000
朝 一 本 松 町 町 2,562.500	2,562.500	80,000.000	5,500.000	50,620.000	3,573.920
小 間 子 町 町 5,727.442	5,727.442	67,498.059	1,446.060	18,740.000	971.844
西 原 町 町 536.930	536.930	7,444.515	5,243.480	67,045.000	936.000
青 山 町 町 23,673.901	23,673.901	7,444.515	4,000.000	30,072.000	2,800.855
菜 女 野 町 町 15,110.000	15,110.000	2,812.612	870.380	17,875.000	10,079.305
那 須 野 町 町 932.453	932.453	2,812.612	749.800	9,380.000	5,938.800
十 余 二 村 町 町 1,144.880	1,144.880	30,000.000	301.400	7,000.000	20,737.150
赤 坂 新 村 町 町 1,688.137	1,688.137	11,143.045	143.120	2,862.500	3,456.000
多 摩 岸 島 村 町 町 3,032.600	2,195.740	27,700.000	3,528.800	29,800.000	1,140.000
早 稻 田 町 町 122.400	36.965	32,913.400	468.450	948.240	505.235
3,220.600	403.725	221,626.520	7,432.920	67,121.200	1,580.870

佐賀	1,442.130		22,456.380	諸方地代家賃	6,262.321		贈	2,671.505
別佐賀			82,513.994	神奈川地代	13,029.000		賜	265.000
八丁堀			28,841.250	神戸地代	6,400.000		軍	1,200.000
大崎村字永峰			25,000.000	多岸島藏敷	12,482.840		友	10,930.317
大崎村	2,425.000		47,000.000	西久保益	1,000.000		利	349.705
青山南町			8,925.000	公債売払	4,265.800		往	7,218.010
青山北町			171,765.600	株券売払	660.000		臨	8,466.670
竹川町			7,067.450	石蔵売払	1,586.000		所	8,994.355
大磯			6,665.552	地所売払	189,779.220		馬	3,369.860
熱海			25,834.750	雑			飼	8,994.355
佐賀積立金			665.806	中			料	5,080.220
現金その他	6,204.000	9,993.047	175,470.905	央製糖	12,935.650	18,750.000	多	676.000
大磯熱海別邸		974.470		東京クラ		6,250.000	什	40,071.430
所		3,028.624		千代田ガ		3,000.000	巡	1,929.085
寄		4,750.000		佐賀セメ		30,000.000	査	
地所その他売払金	150,728.722			浦賀船渠		61,728.000	付	
				九州電氣		15,000.000	債	
				小倉鐵道		5,000.000	費	
				日本鐵道		13,000.000	却	
				深川製陶		6,250.000	費	
合計	264,000.964	40,369.954	[2,258,763.254]	合計	342,395.291	[1,202,916.800]		186,417.831
差引	223,631.010		(左差引を含む)	差引	155,977.460			
				旧益金	26,253.251			

の投資内容が似てくるのも無理もないことだといふみかたも一方にはあり得よう。また、その他、佐賀県の地場産業に対する投資もみられるが、主力はもちろん中央の産業に対する投資であり、金額こそ少ないがそれも多岐に亘っていることが注目される。また市街地に対する投資にも積極的である。従って、今までみてきたように、農地への投資もみられたが、それは買戻し金の再投資という形をとっており、この面から言えば鍋島家の投資は農地よりも証券、市街地に重点があったと言えよう（厳密に言えば、初期の農地への投資から、証券投資へと比重を移していったと言えよう）

六 むすび

以上、紙数に比べて資料が多いということもあって、説明が前後し、また資料提供に終る嫌いがあったが、本研究の概略は示し得たかと思われる。ここで一応の要点をしめくれば、次の三点に要約しようと思う。

第一に、問題の鍋島家の大土地所有は、千六百町歩であったが、それは明治末までに、ほとんど買戻され、あるいは売却されたと推測される。当初の土地購入の動機が救済的な意味のものであったか、それとも鍋島家自身の土着の意図によるものか何れが優先したかは明らかでないが、その何れでもあるということが言えるようである。しかしその動機の如何

に拘らず、結果的には農民からの収奪という形にはならず、その利益は寄付金として旧領民へ還元するという形式で思慮的な意味がもたせられた。明治十七、八年時のこの土地所有のもつ意義の性格変更の過程は明らかでない。しかし、いずれにしろ、一般的に旧領主が自己の旧領地内に農地を保有しようとする場合、この鍋島家にみられたように、半ば恩恵的、半ば打算的な形式がとられざるを得ない事情にあるのではあるまいか。土地所有のその後の経過をみれば、それ以後買入れた分についても小作料は比較的低かった。県内で、鍋島家の所有する農地の小作料は一番低いと一般に觀念されていたのである。イギリスでは、旧領主が旧領内に農地をもった事例は、わが国の場合より格段に多いわけだが、その場合、その小作料は一般的に低いものであることが言われている。このことは、旧領主の旧領地内での土地所有には、洋の東西を越えて共通の性格の生まれるものであることを物語るものかもしれない。

第二に、この鍋島家の資産運用は、明治三〇年前後を一つの画期として新たな編成替えを行っており、また農地所有から証券所有への重点の移行ということもみうけられる。明治三一年には新らしく民法が施行せられて、とくに永小作権の問題について高知県を中心に騒動のあったことは周知の所である。従って、この事実からの刺戟が佐賀御館分会計での根

基資本の設定など農地保管の形式の変更をもたらしたとも考えられる。しかし、いずれにしても、一般に、西日本の地主の方が、東日本のそれよりも、証券投資への転換の時期が早かったと言われているが、この鍋島家の場合も、その例外ではなかったという事実がみとめられる。

第三に、鍋島家の証券保有の内容をみると、天皇家その他華族のそれと酷似しているということである。このことを、天皇家を中心とした華族集団の一員として、とくにその藩屏としての役割りを果すものとして理解することもできよう。あるいは、単なる金利生活者として安全確実な投資を願うとすれば、自らにして似てくるものであろうという理解もあり得よう。たとえば、蜂須賀家を中心とした華族集団の共同投資については有名であるが、この問題についての積極的な発言には、今一層の新たな資料の発掘と分析とに俟たねばなるまい。

注(1) 古島敏雄編『日本地主制史研究』(二〇〇頁丹羽邦男稿)

(2) 前山博「加地子問題と地主制」(佐賀県郷土研究会『郷土研究』第八号)

(3) 農務局『小作制度調査特別委員会議事録其二』大正十一年八五頁(鎌形勲「佐賀農業の展開過程」二四四頁より転載)

(4) 佐賀県農地改革史編纂委員会『佐賀県農地改革史上巻』二九六頁

(5) 同右、三五二頁

(6) 佐賀県農林部『佐賀県農業史』

(7) 佐賀県学務部編『佐賀県郷土教育資料集』七九〇頁

(8) 注6に同じ

(9) 土屋喬雄「旧佐賀県における士族授産」(経済学論集) 卷第三号

(10) 注1に同じ(三六〇頁旗手勲稿)